

2024 年 5 月 23 日

大阪松原線の街路樹伐採に関わって要望・協議の申し入れ

大阪松原線の街路樹を守る会

大阪市は「安全対策事業」として 2018 年度～2024 年度年にかけて市内で 19,000 本もの伐採計画をすすめています。東住吉区でも 2023 年度施行計画では、公園樹 67 本、街路樹 203 本の木々が伐採されよう（一部すでに伐採）としています。大阪松原線沿いの街路樹はそのほとんどの 113 本（東住吉区間）が伐採対象となっており、私たちは伐採対象の樹木を全て伐採理由に照らし確認しましたが、多くの理由が納得のできるものではありませんでした。

そこで今年に入り長居公園事務所の職員に二度の現地説明を行っていただきましたが（1 月 29 日と 3 月 1 日）、樹木ごとに説明をうけても伐採根拠が曖昧で参加した市民が納得できるものではなく、「（説明いただいたことは）伐採の理由にはならない。伐採根拠の示せない伐採は一旦立ち止まり伐採計画を見直して欲しい」と要望し、一旦伐採は止まっていました。3 月 1 日の現地説明の最後には、「伐採根拠となる新たな資料を示すまでは切らない」「また窓口の[]に連絡をする」と約束し解散となりました。

しかしその後、[]宛に 4 月 24 日に長居公園事務所から一方的な伐採通告のメールが届き、何のやりとりもないまま 4 月 26 日の朝に突如松原線の街路樹伐採が始まりました。もう一度説明があると思っていた市民は、突然の伐採に大きな戸惑いとショックを受けました。樹木が伐採されたこと自体は勿論ですが、「市民に丁寧な説明をする」と言いながら一方的に伐採を強行し始めた市側のやり方に対して、強い不信感や憤り、怒りを抱いています。

つきましては、次のことを要望し回答と協議の場を要請します。

① []にメールを送りつけたのみで、再度の説明の機会を設けずに 4 月 26 日から撤去工事を開始した経緯について説明すること。

②長居公園事務所が 4 月 24 日に []に送ったメールに添付した「回答」について説明すること。

③上記「回答」には、「剪定すれば伐採しなくていいのではないか」「根上がり対策をすればいいのではないのか」「伐採基準が曖昧で、調査を行った人物によって伐採するかどうかの判断が変わるのではないのか」「照明への影響については夜間に調査せず、昼間の調査だけでどう判断できるのか」「乗り入れから 6m 以上離れている樹木を乗り入れ近接を理由に伐採するのには合理性がないのではないのか」など 1 月 29 日および 3 月 1 日の現地説明における市民の要望や質問に対する回答がないので、それに答えること。

④情報公開請求によって、視距障害など街路樹による影響についての「記録」がないこと、目視調査を行った日時や担当者の記録がないことなどがわかった。こうした状態で、どのようにして伐採の判断を行ったかを明らかにすること。

⑤以上のことが明らかになるまでは、残された３本の街路樹の伐採を「保留」すること

⑥植え替えの樹木に「高木」を加えること

以上